

マイナンバーカードの取得及び 健康保険証利用申込の促進等のお願い

マイナンバーカードは、令和3年10月20日から健康保険証としての利用が開始され、また、各種証明書のコンビニエンスストアでの取得、更には今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

つきましては、下記のとおり、マイナンバーカードのメリットを周知いただくとともに、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用及び健康保険証利用申込の促進等の呼び掛けを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

1 マイナンバーカードのメリット拡大について

(1) 健康保険証として使えます

令和3年10月20日から本格運用を開始したマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP^{※1}で公開しております。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)



(2) 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます

令和3年10月21日から、マイナポータル^{※2}で、自分の薬剤情報や特定健診情報等^{※3}の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、11月からは、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続が簡素化されます。

※2 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」(https://myna.go.jp/html/hokensho_rivou_top.html)



※3 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。

(3) 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります（年内開始予定）

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となる予定です。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

2 広報素材を活用した周知・広報

マイナンバーカードのメリットや取得方法、健康保険証の利用申込を紹介する広報素材（リーフレット、ポスター、チラシ及び説明動画）を国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm>)に掲載しておりますので、会員等の皆様へ周知いただくよう、お願い申し上げます。



なお、マイナンバーカード未取得者に対して、令和3年3月までに二次元バーコード付

きのカード交付申請書が送付されており、二次元バーコードを用いたオンライン申請を推奨しております。

【広報素材】

○リーフレット

- ・利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
- ・マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
- ・マイナンバーカードでつかってみよう！マイナポータル
- ・つくってみよう！マイナンバーカード
- ・持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性
- ・こんなときあってよかった！マイナンバーカード
- ・マイナンバーとマイナンバーカード この2つの違いは？

○ポスター

- ・これからは手放せない！マイナンバーカード

○チラシ（外部サイトへのリンク先）

- ・こ〜んなに便利！マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行 ATM で！
- ・マイナンバーカードで、新型コロナウイルスワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります

○説明動画（外部サイトへのリンク先）

- ・メリットいっぱいマイナンバーカード

3 確定申告におけるマイナンバーカードの利活用

国税庁においては、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に取り組んでいるところ、ICカードリーダーライターがなくてもスマホがあればパソコンでの申告が可能となるほか、マイナポータル連携による自動入力の対象にふると納税などが加わるなど、より一層便利になります。

また、スマホ申告についても、カメラ機能を利用した給与の源泉徴収票の読み取りが可能となるほか、専用画面の対象に特定口座に係る譲渡所得・配当所得等が追加され、ますます便利になります。

この取組については、国税庁ホームページ内の

「申告書の作成・送信は国税庁ホームページから（令和3年9月）」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3_smart_shinkoku/pdf/01.pdf) に掲載しておりますので、会員等の皆様へ周知いただくようお願い申し上げます。



4 マイナンバーカード取得促進の取組実績の情報提供

マイナンバーカード取得促進に向けた独自の取組を実施された場合には、積極的に情報提供いただくよう、お願い申し上げます。

なお、別紙の企業におけるマイナンバーカード取得促進の取組事例について、取組の参考としてください。